

労審発第 1697 号
令和 7 年 9 月 5 日

厚生労働大臣
福岡 資麿 殿

労働政策審議会
会長 岩村 正彦



令和 7 年 9 月 5 日付け厚生労働省発基安 0905 第 3 号をもって諮問のあった「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

令和 7 年 9 月 5 日

労働政策審議会
会長 岩村 正彦 殿

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 高田 礼子

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和 7 年 9 月 5 日付け厚生労働省発基安 0905 第 3 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。